

発達障害者圏域支援センターへの地域支援マネジャーの配置について

本府では、平成19年度から6圏域に「発達障害者圏域支援センター」を設置し、発達障害に関する相談支援を行っています。今後、地域の中核である圏域支援センターの地域支援機能の強化を図るため、圏域支援センター業務を下記のとおり見直すこととします。

1 現状

- 圏域支援センターでは、各地域における発達障害児者の支援ニーズ、課題、地域資源の数等に応じた相談支援を行うとともに、地域の関係機関連携の中心的な役割を担っている。
- 圏域によっては、圏域支援センターとして実施する相談支援と、市町村から委託される相談支援が混在している状況。
- 地域によって、圏域支援センターに求める役割が様々であることから、センターの役割理解が曖昧になっている。

2 課題

- 圏域支援センターの役割理解が共通でないことから、事業効果の検証が難しい。
- 直接の相談対応が増加している圏域支援センターでは、市町村や事業所へのバックアップ等、センターに求められる中核機関としての機能が十分に発揮されていない。

3 対応案

- 圏域支援センターの役割を明確にするとともに、地域支援機能の強化を図ることを目的に、発達障害者地域支援マネジャーを配置
- 圏域支援センターの役割は、市町村・事業所へのバックアップ等を行いながら、地域のネットワーク構築による支援体制の整備を図ることを共通理解とする。
- 地域支援マネジャーが直接相談を受ける場合は、定期的に市町村・事業所とケース会議を行い、困難事例への対応ノウハウを共有する。
- 市町村から委託を受ける相談支援事業所や、障害福祉サービスの特定相談支援事業所が直接相談を担い、圏域支援センターがバックアップ機能を担う相談支援体制について、令和4年度から、各地域において共通理解の定着を図り、令和5年度から地域支援マネジャーを配置する。